

Part3 ● ケースで学ぶ新制度を踏まえた相続預金払戻しのポイント

図表2 遺産分割協議書の例

遺産分割協議書	
住所	東京都中野区東中野一丁目345番地
被相続人	近代太郎
	昭和6年2月2日生
被相続人 近代太郎（平成29年2月1日死亡）の遺産につき、本日分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。	
1条	相続人近代花子が相続する財産
一、	土地
所在	東京都中野区東中野一丁目
地番	345番地
地目	宅地
地積	250㎡
二、	普通預金
東西銀行中野支店	普通預金 口座番号778899
2条	相続人近代一郎が相続する財産
一、	家屋
所在	千葉県船橋市万葉町三丁目29番
家屋番号	29番
種類	居宅
構造	木造瓦葺
床面積	120㎡
二、	第1条、第2条に掲げる財産以外のすべての財産
上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。	
平成29年3月1日	
東京都中野区東中野一丁目345番地	相続人 近代花子 (印)
千葉県船橋市万葉町三丁目29番	相続人 近代一郎 (印)

①については、被相続人は家族の知らないところで隠し子を知りていたり、過去に養子に出した子がいたりといった、隠れた相続人がいないか確認できます。

②については、①で存在が確認できた相続人が現在生存しているかを確かめることができます。もしその相続人がすでに死亡していれば、死亡した相続人の相続権を

子が代襲することになります（代襲相続人）。その場合にはその代襲相続人を確認するために、相続人の出生から死亡までの戸籍謄本が必要です。

従来はこのように戸籍謄本を一式揃えてもらい相続預金の名義変更等を申請してもらう方法が一般的でしたが、今後導入される法定相続情報証明制度であれば、認証

文付き法定相続情報一覧図の写しが付与されます。これは相続人を確認するために提出を求めている戸籍謄本の代わりになるもので、金融機関は相続人の範囲を確認する作業が効率化されます。

自店にある被相続人の預金の承継人を確認

①遺産分割協議書を確認する

相 続の手続きは、被相続人が遺した遺産を関係者間で分割していく手続きといえます。その手続きは次のとおりに進みます（図表1）。

① 遺言書の執行

② 遺産分割協議

③ 家庭裁判所の関与

まず遺言書があるかどうかを確認します。遺言書がある場合には原則として遺言書の内容に従って遺産分割が行われます。

次に、本ケースのように遺言書

がない場合には、相続人全員で話し合って個々の遺産をだれが相続するかを決めます。この話し合いを遺産分割協議と呼び、合意した内容を文書化し、相続人全員が署名捺印したものが「遺産分割協議書」になります。

遺言書がある場合でも、記載漏れの遺産がある場合や、遺言書とは別の内容で遺産分割することには相続人が合意した場合などは、遺産分割協議により分割します。

遺産分割協議がまとまらない場合

には裁判所が関与する手続きを頼ることになります。

遺産分割協議書には全相続人の署名捺印が必要

本ケースでは、すでに遺産分割協議も済んでいると考えられます。この場合の手続きは次のとおりです。

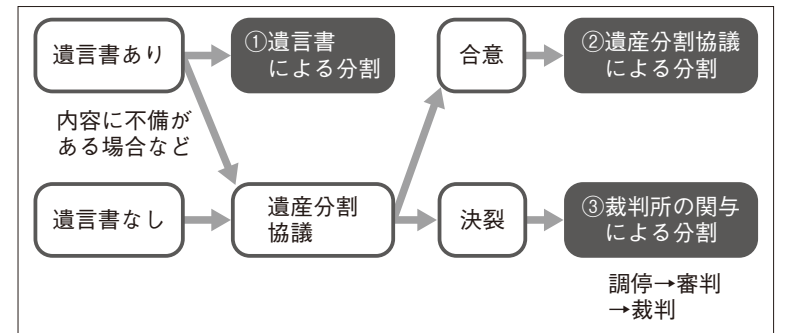
②戸籍謄本で確認する

遺産分割協議にあたり、まずは相続人を確定させます。遺産分割協議後に新たな相続人が現れた場

CASE 11

遺言がない場合にはどのように対応すればよいの？

図表1 遺産分割の流れ



POINT

- 遺言がない場合は遺産分割協議書を提示してもらう
- 遺産分割協議書には相続人全員の署名捺印が必要。金融機関は戸籍謄本や認証文付き法定相続情報一覧図の写しで相続人の範囲を確認する

遺産分割協議書は特に様式は定められていませんが、各遺産の名義を相続人に変更する際の確認書類となりますので、ある程度厳格に作成されなければなりません。

次の点を確認して払戻しを行うことになります。

① 相続人全員の署名捺印があるか

② その相続人の住所に間違いはないか

③ 相続人の印影は印鑑登録証明書の印影と相違ないか

④ 自店に存在する被相続人の財産・借入金等が記載されているか

⑤ 相続人が未成年の場合は未成年者の代わりに法定代理人が署名捺印しているか

Part3●ケースで学ぶ新制度を踏まえた相続預金払戻しのポイント

●遺言書の特徴

種類	書く人	署名捺印	日付	家裁の 検認	証人	公証人の 関与	その他の特徴
自筆証書 遺言	本人	本人のみ	遺言書に年月日を書く	必要	不要	なし	・手続きが簡単で費用がかからない ・偽造されやすい ・紛失のおそれがある ・すべて手書きする必要がある
公正証書 遺言	公証人	本人・公証人・証人2名	遺言書に公証人が年月日を書く	不要	2名	あり (作成から関与)	・遺言書の原本を公証役場に保管 ・遺言の内容が証人に分かる ・費用はかかるが最も確実な方式

が自署押印することにより作成します。
公正証書とは公証人が権利義務に関する事実について作成した証

書のことをいいます。つまり、あらかじめ公証人が法律上適法かどうかをチェックしたうえで、遺言者本人の意思に基づいた内容であることを公的に証明していますので、遺言の中で最も信頼できる方式であるといえます。

また、他の方式と違って家庭裁判所の検認が不要であること、公証人役場に原本が保管されているので、紛失しても再発行請求ができるといった点が長所です。

デメリットは費用がかかる、内容を公証人と2人の証人に知られるといった点が挙げられます。

遺言で遺言執行者が指定されているか確認

それでは、遺言書がある場合の相続預金の名義変更手続きを見ていきます。

前述したように、よく活用されている遺言には2つの方式があります。まずは、どちらの方式かを確認しなければなりません。公正証書遺言であれば、家庭裁判所での検認手続きは不要です。自筆証

書遺言であれば、家庭裁判所での検認手続きが必要です。検認を受けた遺言書の提出を求めましょう。検認済みの遺言書には検認済証明書等が添付されます。

次に確認しておきたいところは、遺言執行者が指定されているかどうかです。遺言で遺言執行者が指定されていれば、その人が単独で名義変更手続きを行うことができます。また、遺言書で遺言執行者が指定されていない場合であっても、家庭裁判所に申し立てれば、遺言執行者を選任することができます。

選任された人は、家庭裁判所が発行する審判書謄本等をもって、遺言執行者たる地位を証明することになります。遺言執行者に指定または選任された人が通常相続預金の名義変更等の手続きをするようになりますので、運転免許証や印鑑登録証明書等で本人であることの確認をしましょう。

次に遺言執行者がいない場合ですが、相続預金の名義変更を行う際には、所定の届出書に相続人・

POINT

- 自筆証書遺言なら形式は整っているか、検認手続きを経ているかを確認する
- 遺言執行者の有無も確認。いない場合は原則として相続届等に相続人全員の署名捺印を求める

受遺者等関係者全員の署名捺印を求めることとなります。遺言書が有効に作成され、検認手続きを経たとしても、その執行手続きについてだれが権限を持っているのか確認しないといけません。確認が取れない場合には、原則として相続人・受遺者の署名捺印を求めることとなります。

金融機関としては、相続預金という遺産の分割に関与することになりますので、十分な注意が必要です。戸籍謄本等、あるいは認証文付き法定相続情報一覧図の写しにより相続人はだれかや、受遺者と被相続人の関係についても把握しておきたいところです。

CASE 12



遺言がある場合はどんな確認を行う必要があるの？

ケース11でも解説しましたが、遺産分割手続きでは遺言が優先されます。民法では、遺産分割の目安となる法定相続分を定めていますが、事情により特定の相続人に多く相続させたい場合や相続人以外の人（受遺者）に遺贈したい場合などもあります。こうした被相続人の遺思を遺産分割に反映させるのが遺言です。

遺言は、ただ紙に書いたらよいというのではなく、民法に定める方式に従わなければなりません

ん。定められた方式に従っていない遺言書は無効となりますので、注意が必要です。以下では実務上使われることが多い「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の2つの方式を説明します（図表）。

自筆証書遺言なら家庭裁判所の検認が必要

①自筆証書遺言

遺言者が自分で書いた遺言書のことです。パソコンでの作成は認められません。遺言の内容だけで

なく、日付および氏名のすべてを自筆で書き、押印しなければいけません。

書き損じたときや、追記したいことが出てきたときは「3文字削除」や「14文字加筆」などの文言を該当箇所近くに付記し、変更箇所にも署名とともに押印したのと同じ印鑑を押印する必要があります。これがない変更は無効になります。

遺言書に押印する印鑑ですが、「花押は押印の要件を満たさず遺

言書は無効」という判決がありました（最判・平28・6・3）。花押とは、署名の代わりに使用される記号・符号のことで、花のように美しく署名したサインのようなものです。印鑑は実印でなくてもよいですが、遺言書に押印する印鑑にも注意しなければなりません。

他方、デメリットは、遺言書が相続人に見つけられなかったり、破棄されたりするおそれがあること、本人が書いたものかどうか争点になることもあること、相続発生效后に家庭裁判所の検認が必要になることです。

②公正証書遺言

公正証書によってする遺言のことです。証人2人の立会いのもとに、遺言者が遺言の趣旨を公証人に伝え、公証人がそれを筆記し、これに遺言者、証人および公証人

自筆証書遺言のメリットとしては、他の遺言に比べ費用がかからない、遺言内容の秘密が確保でき、遺言したこと自体を秘密にできるといった点が挙げられます。

他方、デメリットは、遺言書が相続人に見つけられなかったり、破棄されたりするおそれがあること、本人が書いたものかどうか争点になることもあること、相続発生效后に家庭裁判所の検認が必要になることです。

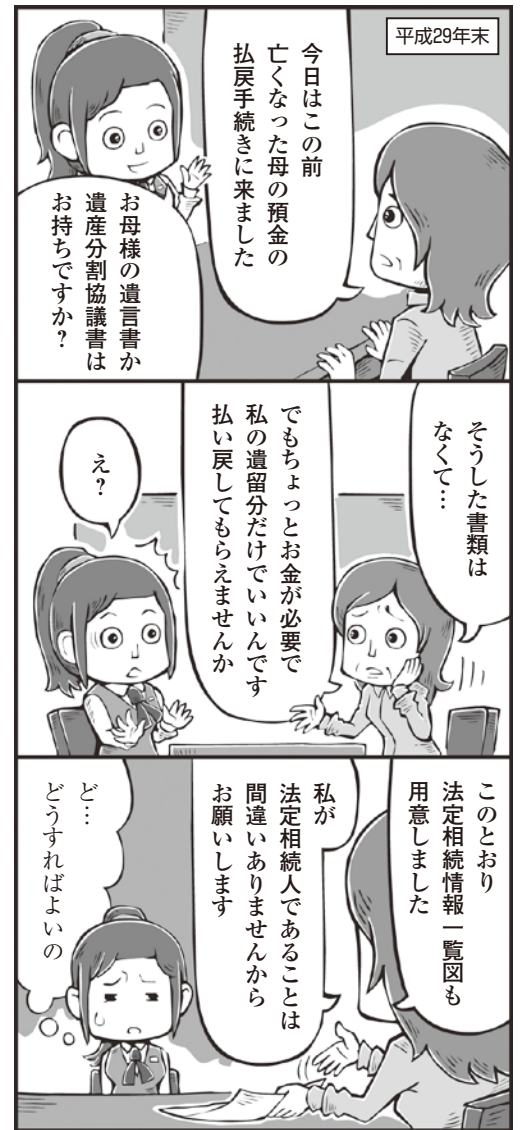
②公正証書遺言

公正証書によってする遺言のことです。証人2人の立会いのもとに、遺言者が遺言の趣旨を公証人に伝え、公証人がそれを筆記し、これに遺言者、証人および公証人

Part3●ケースで学ぶ新制度を踏まえた相続預金払戻しのポイント

相続人の1人から遺留分の払戻しを依頼されたらどうするの？

CASE 13



遺

言がある場合の相続手続きにおいて気をつけたいのが遺留分です。遺留分とは、一定の相続人に認められた最低限保証される遺産分のことをいいます。

被相続人は、遺言により死後の自分の財産の分割について、自由に指示することができます。しかし、被相続人に認められたその権利が極端に行使された場合、例えば遺言で特定の人に全財産を渡す指示があった場合には、他の相続人は一切相続できないことになり

ます。

遺産がもらえない相続人は生活に支障を来してしまうおそれもあり、遺留分はその生活保障の意味もあって認められている権利です。

遺留分が認められるのは、兄弟姉妹以外の相続人です。

遺留分を侵害した遺言が執行された場合、遺留分を侵害された相続人は家庭裁判所に対し「遺留分の減殺」を請求することができます。

まず遺言書の内容等を聞く

本ケースは、相続人のうち1人が証文付き法定相続情報一覧図の写しを持参し、遺留分の払戻しを依頼してきたものです。仮にこのお客様には一切遺産を渡さないという旨の遺言があったとして

CASE 14



遺産分割協議中に相続人の1人が遺言を持って来たらどうするの？

本

来、遺産分割協議による手続きと、遺言による手続きは対立するものです。

本ケースのように来店した相続人が遺言書を持参した場合、まず遺言書の方式を確認しましょう。公正証書遺言であれば家庭裁判所の検認手続きは不要ですが、自筆証書遺言であれば家庭裁判所で検認を受けた証明である検認済証明書等が添付されます。

次に、来店した相続人が遺言執行者であるかどうかを確認しま

たしか遺産分割協議をされてしまったよね
他の相続人の皆さまはどうおっしゃっていますか

いや
もう遺言があるから関係ありません

このとおり
法定相続情報一覧図もあるから僕は相続人で間違いないですよ

す。遺言書で指定された、あるいは家庭裁判所で選任された遺言執行者であれば、その人が単独で相続手続きを行うことができます。遺言執行者本人であることを必要書類で確認しましょう。来店者が遺言執行者本人でない場合は、払戻依頼には応じられません。

また、遺言執行者がいない場合には、相続預金の名義変更は、所定の届出書に相続人・受遺者等関係者全員の署名捺印を求めることとなります。

遺産分割協議中の理由を確認

本ケースのように相続人間で遺産分割協議中であることが分かっている場合には、もう少し踏み込んで事情を把握しましょう。遺言

も、遺留分は保証されているわけですから、自分が相続人であることを証明できる証文付き法定相続情報一覧図の写しを持って払戻しを要求してくる理由は分かりません。しかし、金融機関としては安直にその要求に応じてはなりません。

遺言書による遺産分割と、遺産分割減殺の手続きとは、別個の手続きです。まずは遺言書の内容や被相続人と受遺者との関係、他の関係者の動向等について精査しましょう。

もし、すべての関係者間で合意することができるとなれば、遺留分を侵害した遺言書を使わずに、遺留分を保証した内容で作成した遺産分割協議書によって相続預金の払戻しを行うほうがよいでしょう。本ケースの申出は断り、相続人全員の承諾等を求めるようにしましょう。

POINT 遺留分の払戻しは断り 遺産分割協議書などの提示を依頼する

書に記載されていなかった財産について、相続人間で遺産分割協議をしているのであれば、その遺言書による相続預金払戻しは問題がないように思われます。

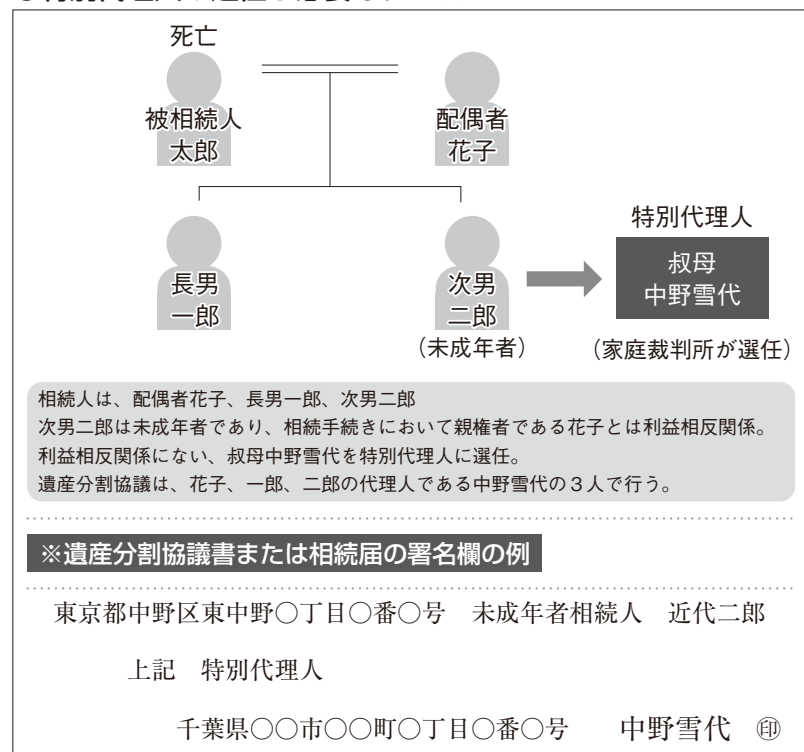
一方で、遺言書の有効性について相続人・受遺者間で争いがある可能性もあります。この場合には慎重な対応が求められ、本ケースについても上司や顧問弁護士等の意見を踏まえて相続人・受遺者等関係者全員の同意を求めるといった対応が無難でしょう。

遺言書が有効に作成され検認手続きを経ていたとしても、その執行手続きについてだれが権限を持っているのか確認しないといけません。安易に対応すると、後で他の相続人から訴えられるかもしれませんので、疑わしい点がある場合は、相続人・受遺者などの署名捺印を求めたほうが無難といえます。

POINT 遺言の有効性等をまず確認。疑わしいなら関係者全員の同意を得る

Part3 ● ケースで学ぶ新制度を踏まえた相続預金払戻しのポイント

● 特別代理人の選任が必要なケース



遺産分割協議書の原本とが整合しているかどうか確認が必要です。

なお、未成年者が相続人で親権者が相続人ではない場合、その相続手続きにおいて親権者と未成年者は利益相反関係ではありません。このようなケースでは親権者が代理人になり当該代理人が相続

手続を行います。家庭裁判所への選任手続き等は不要です。

**判断能力がないなら
成年後見制度を利用する**

次に、相続人の中に認知症等で判断能力を失っている人がいる場合、その判断能力を失った人を除

いて遺産分割協議を行うことはできません。遺産分割協議の前に家庭裁判所に成年後見開始の申立てを行い、成年後見人等を選任してもらう必要があります。

成年後見制度には後見・保佐・補助の3つがありますが、以下では成年後見人の場合および保佐・補助において保佐人・補助人に代理権が付与されている場合について説明します。

後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が代理で遺産分割協議をする場合、本人の財産を保全することを使命としますので、法定相続分を下回るような内容の遺産分割には原則として応じることができません。

遺産分割協議書または相続届において、法定相続分を下回る内容の遺産分割内容であれば、金融機関としてはその事情を確認しておくべきでしょう。後日、後見人等が家庭裁判所に遺産分割の内容を報告する際に、遺産分割協議のやり直しを求められる可能性があります。後見人等が事前に家庭裁判

POINT

- 未成年者とその親権者がともに相続人なら特別代理人の選任およびその署名捺印が必要。利益相反関係にない場合は親権者の署名捺印をもらう
- 判断能力がない相続人がいるなら成年後見制度の利用を

相

続預金の払戻手続きの際には、遺産分割協議書や相続届に相続人が署名捺印しているかどうかを確認しなければなりません。

今後導入が予定されている法定相続情報証明制度においては、認証文付き法定相続情報一覧図の写しがあれば、相続人がだれであるかを一覧で確認できます。認証文付き法定相続情報一覧図の写しは、相続人の範囲を確認するために提出を受ける戸籍謄本の代わり

になるもので、これにより金融機関は相続人の範囲を確認する作業が効率化されます。

未成年者と親が相続人なら特別代理人の選任が必要



相続人の中に未成年者や成年被後見人がいたらどうするの？

い20歳未満の未成年者は単独で法律行為ができません。そのため、相続手続きにおいては法定代理人が関与することになります。

相続人が未成年者である場合の相続手続きにおいては、まずは親権者である父母がその未成年者の法定代理人として遺産分割協議に参加することが考えられます。

しかし相続手続きにおいて、親権者である父母とその未成年者が共同相続人として関わるケースが多く、利益相反が問題になります。

未成年者に代わって署名捺印した特別代理人を証明する資料としては、家庭裁判所から交付を受ける審判書の謄本の添付を求めます。この審判書の謄本は、遺産分割協議書（案）とセットになっています。

この遺産分割協議書（案）は、未成年者の不利益になるような遺産分割協議をしないようにするためのものです。当然にその遺産分割協議書（案）と、提出のあった

す。利益相反とは、遺産分割協議において、母が遺産を多く取得しようとするれば、子の取得分は少なくなるというように、一方の利益がもう一方の不利益になるような関係を指します。

そのような利益相反関係にある状態では、家庭裁判所において利益相反関係にない特別代理人を選任することになります。家庭裁判所の審判によって選任された特別代理人が、未成年者に代わって遺産分割協議に参加し、遺産分割協議書や相続届に署名捺印することになります。